## 川崎市霊堂条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市霊堂条例	○川崎市霊堂条例
昭和40年3月30日条例第15号	昭和40年3月30日条例第15号
(使用料)	(使用料)
第5条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当	第5条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当
該許可の際、使用料として、 $1$ 体につき、 $32,590$ 円を納付しなければなら	該許可の際、使用料として、1体につき、32,000円を納付しなければなら
ない。	ない。
2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除す	2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除す
ることができる。	ることができる。
3 既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部	3 既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部
又は一部を返還することができる。	又は一部を返還することができる。